

新年は1月8日(水)より  
業務を行います

事務所HPアドレス  
<http://www.tokatsu-law.com/>



発行  
**東葛総合法律事務所**  
編集責任者 萩原得誉  
〒271-0092  
千葉県松戸市松戸1281-29  
住友生命松戸ビル5階  
電話 047-367-1313(代)  
FAX 047-367-1319

# あけましておめでとうございます 2014年 元旦



八方池に映る白馬の峰々 (撮影=宗みなえ)

いしごらん

日本はどこへ向かっているのだろうか。昨年、そんなことを何度も考えさせられた一年でした。政権与党は多くの国民の声を無視し、「強行採決」というおよそ民主主義の国とは思えない手法で特定秘密保護法を成立させ、同時に、日本版NSC（国家安全保障会議）をも発足させました。「もつと議論を深めよう」、そんな声すら無視して突き進む先にバラ色の日々が待っているはずありません。戦争をする国作りを進める人々に、民意は無視できないものだ、という当たり前の事実を知らしめるべく、平和な社会を願う人々の活動の輪を広げていきましよう。

## 東葛総合法律事務所

代表 弁護士 蒲田 孝代

弁護士 福富美穂子

弁護士 齋藤 雅子

弁護士 宗 みなえ

弁護士 萩原 得誉

弁護士 長浜 有平

弁護士 藤 吉 彬

事務局長 小久保雅弘

事務局員一同

シリーズ

# 自民党改憲草案を斬る

## 人権編

### 第2回

前回の「前文編」に引き続き、自民党の改憲草案について考えていきたいと思います。第二回は、「人権編」です。

### 「人権」って何？

#### 人が生まれながらにして有する権利

現在の憲法では、第三章「国民の権利及び義務」の中に、様々な権利が列挙されています。前回の「前文編」で、

現在の憲法は、国家権力を制限して国民の人権を保障するという考え方は、(立憲主義)に立っていることを紹介しました。

#### 人権の行使には責任や義務が伴う？

#### 義務なき権利という考えは当然にありうる

しかし、改憲草案には、人権の不可侵性を定めた第11条の直後の第12条において、「自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚し」と規定されています。これは、人権を行使する以上、それに見合う責任と義務を果たすべきであるという価値観を押しつけるものであり、人権が何かと引き換えに恩恵として与えらうものではないとい

う天賦人権の考え方と相容れないものです。権利と義務は必ずしも一体のものではありません。例えば、お金を貸した人がいるとしましょう。その人は、当然、借りた人に対し、お金を返せと、言う権利がありますが、必ずお金を返せと言わなければならない義務は存在しません。権利義務という言葉は一緒になって用いられることが多いで

るものであることを意味しています。

このように、人権は、人間が生まれながらにして当然に有する権利のことをいいます(天賦人権の思想。なお、第97条も参照)。



そのような考え方は、現行憲法第11条が人権について「侵すことのできない永久の権利」として公権力によっても侵されないと規定しているところからも読み取ることが出来ます。また、同条は、「現在及び将来の国民に与えられる」としており、これは、人権が、生まれながらにして付与されてい

ますが、義務なき権利というものがあっても、それ

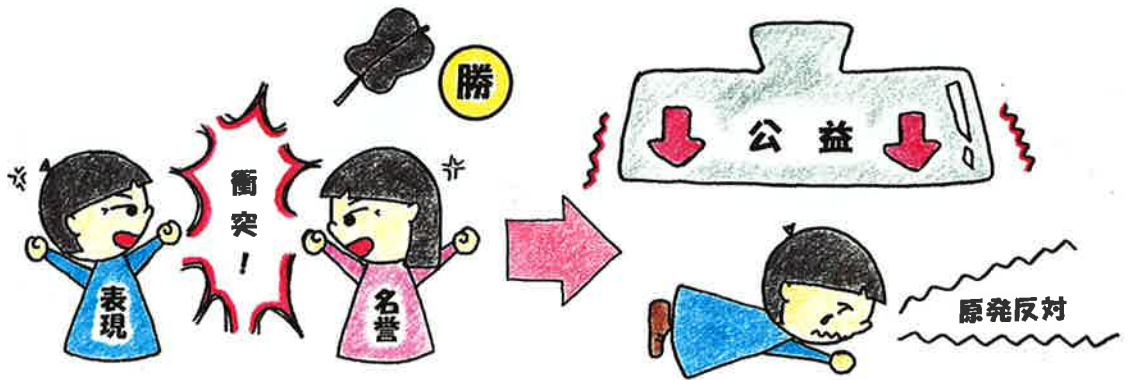
は何らおかしいことではありません。

#### 「公共の福祉」と「公益・公の秩序」？

#### 人権の「調整」が権力による「制約」か

また、改憲草案第12条は、人権の行使について「公益及び公の秩序に反してはならない」と定めています。これは、公益・公序というきわめて抽象的な概念で人権が制約されてしまうことを意味します。すなわち、人権の上には、常に多数者で構成される社会秩序とい

う概念が存在し、社会秩序維持の名目でもって国民の人権が制約されることとなるのです。これは、「法律の範囲内」でのみ人権が認められていた明治憲法と変わらない考えであるといえます。確かに、現在の憲法にも似たような文言として「公共の福祉」という概



「公共の福祉」=人権と人権の調整

「公益・公の秩序」=人権の制約

念が存在します。しかし、この「公共の福祉」については、人権と人権が衝突する場合には相互の人権の「調整」を図ることがその内容であると

解されており、抽象的な上位概念を持ちだして人権を「制約」するといいう改憲草案の発想とは全く異なるものです。例えば、ある国会議員

の個人情報報道されたとします。ここでは、その国会議員のプライバシーや名誉といった権利と、取材した側による表現の自由が対立する場面です。報道の内容にもよりますが、仮に報道された内容が国会議員の政治的な資質に関する内容であったような場合には、表現の自由が優先される場合があります。逆に、政治的資質とは無関係のプライベートの情報であった場合には、プライバシーや名誉が優先される場合もあります。このように、人権と人権が衝突するような場面で個別具体的な事情を考慮して調整するための概念が「公共の福祉」と呼ばれるものなのです。しかし、改憲草案の「公益及び公の秩序」というものは、双方の人権の調整というよりは、「公益」や「公の秩序」といった、国や権力多数派の考えといった上位概念を設定します。そして、それらの上位概念に資するか否かという基準をもって人権が制約されてしまう危険性を有しているのです。



### 表現活動の制約が厳しくなる？ 都合の悪い表現はむらび打たれ!

人権の制約が最も如実に表れている箇所が、表現の自由のところでは、現の自由のところでは、改憲草案第21条は、表現の自由を謳っている現行憲法第21条に、第2項を加え、「公益及び公の秩序」による制約を規定しています。

改憲草案第21条は、表現の自由は、数ある人権の中でも特に重要であるといわれています。それは、おかしいと思うことに対しておかしいと声を上げる等、自由な表現活動が保障されることで、①人間が自らの価値を高めることに資する（自己実現の価値）とともに、②政治的な意思決定に関与する（自己統治の価値）という重大な意義があるといえるためです。まさに、国民主権の根幹となる人権であるといえます。また、表現の自由の当然の前提として、知る権利が保障されています。自由な表現活動を行うためには、自由な情報収集活動が必要不可欠であるためです。

しかし、このような重要な人権に対して、改

憲草案は、再度公益及び公の秩序という概念を持ち出して規制しています。これは、改憲草案が特に制限をしたい人権が、この表現の自由であるからに他なりません。

改憲草案のもとでは、国が推し進める政策に反する運動（例えば反原発を訴える集会・デモ）については、公の秩序に反するとして、その規制が正当化されてしまうおそれがあります。権力者にとって都合の悪い活動は大幅に制約されることは明かです。また、知る権利に資するため取材活動についても大きな制約が課せられることとなります。改憲草案で新設される第19条の2は、「何人も、すなわち私人間において個人情報等の不当な取得が禁止されることをわざわざ憲法で規定しており、情報の自由な流通に対する制約が課せられています。さらに、改憲草案で新設される第21条の2は、国の国民に対する説明義務を規定していますが、こ

れは現在の憲法のもとでは、知る権利の内容として保障されているものです。国民の権利規定ではなく、国の責務と位置

### 改憲草案で尊重されるのは？

#### 具体的な「個人」から抽象的な「人」へ

国民は、現行憲法第13条では、「個人」として尊重される。とされており、改憲草案第13条では、「人」として尊重される。とされています。一見するとこの部分に、改憲草案の根底にある考え方が色濃く反映されているといえます。

現行憲法は、国民一人一人が異なった個性を持つ「個人」として尊重するという発想を有しています。そして、日の丸・君が代の尊重（改憲草案第3条）や家族間の相互扶助（改憲草案第24条を始め、改憲草案は一定の価値観を国民に押しつけています。このことを併せ考えれば、改憲草案は、同案が前提とする価値観で統一された集団としての

「人」を尊重し、異なる価値観を有する者を排除するという発想にも繋がるといえます。

### 「家」制度の復活？

#### 人権保障とは異質の家族規定

改憲草案第24条1項は、「家族は、互いに助け合わなければならない」と規定しています。戦前の「家」制度による国民生活の統制が意図されていると共に、家族間の扶助義務を優先させ

る考え方を前面に押し出しており、極めて危険であるといえます。

### 後退する人権保障と

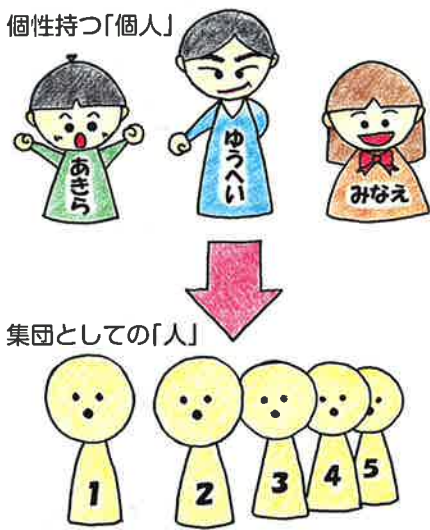
#### 前進する義務規定が意味するもの

これまで述べてきたとおり、改憲草案においては、個人そのものよりも抽象的な「人」や「家族」といった集団の概念を上位に位置づけています。そして、その一定の価値観を憲法で押しつけることにより、国民の統制を図ろうとしていることが浮き彫りとなります。

人権についても、抽象的な「公益及び公の秩序」という概念を上位に位置づけることで、多数派による支配を推し進め、反対する勢力を排除するねらいがあります。人権保障が後退する一方で、国民に対しては様々な義務が新たに規定されています。

現在の憲法において保障されている人権は、国

（本文イラスト 当事務所憲法委員会）



# 憲法を学び実践を

弁護士 蒲田孝代



## 想像力と他者への共感必要

安倍政権の景気回復、経済成長をうたった独自の政策は、アベノミクスともはやされ、「決められる政治」として急速な支持を獲得していきました。その政権が昨年の終わりに、真の姿を現しました。秘密保護法が文字通りに「強行採決」されたことは、何を意味するのでしょうか。憲法の危機！民主主義の崩壊！私たちは、この結果としてかり向き合っていないか、そればかりではありません。

当事務所では、昨年、特に憲法を大きな柱のひとつとして活動をしてきました。事務所と友の会を中心とした実行委員

ちようど1年前、この紙面で、自民政権の復活に対して危惧を抱いていることを述べました。

### カットび法律相談

## アパートの保証人責任はどこまで？

弁護士 長浜有平



一緒に住もうと話していたためです。

その後私たちは、アパートで同棲を始めましたが、一緒に住んでみると、お互いの知らない部分が見えてくるようになりました。やがて私はBさんと別れ、アパートから出ていきました。すると、忘れたところに、大家さんから私に、保証人として賃料を支払うよう連絡がありました。どう

アパートの保証人になったAさんからの相談

Q. 私は、結婚を約束したBさんがアパートを借りるとき、Bさんの保証人になりました。将来Bさんと結婚した際、そのアパートに

一緒に住もうと話していたためです。その後私たちは、アパートで同棲を始めましたが、一緒に住んでみると、お互いの知らない部分が見えてくるようになりました。やがて私はBさんと別れ、アパートから出ていきました。すると、忘れたところに、大家さんから私に、保証人として賃料を支払うよう連絡がありました。どう

会で実施した伊藤真氏の講演会では、憲法の基本中の基本部分をわかりやすく話していただきました。なかでも、「憲法を理解するうえで重要なことは想像力である」という話は、とても刺激的でした。近時に見受けられる、自分さえ良ければいいという考え方は、必然的に目の前目に見える成果のみを重視する社会に繋がり、今の「決められる政治」への支持に繋がっていくのではないのでしょうか。しかし、本当に大切なものは目に見えない。

そして、目に見えないからこそ、人は時間をかけて他者と議論を尽くし、よりよい方向を探ろうと努力すべきではないのでしょうか。そこには、まさに想像力、他者

への共感が必要なのだと思います。

わざるをえません。今年一度、憲法についてしっかりと学び、実践していくことが必要です。この一年も、憲法について皆様と共に考え、深めていきたいと思います。

## 友の会コーナー

### 伊藤真さんを迎え講演会開く

昨年10月27日(日)伊藤真さんを講師に迎え、



「考えてみよう、憲法のこと」を開催しました(写真)。主催は当事務所と友の会を中心とした実行委員会。

当日は会場いっぱい150人を超える方が参加され、憲法って何？の疑問に耳を傾けました。

参加者からは「立憲主義の理解をしていなかった自分がいた」「マイノリティの人権について理解できた」などの感想が寄せられました。

今後も、憲法の学習会を続けていきます。次回の学習会は1月23日の夜、松江市勤労会館にて「友の会行事のご案内」のために開催します。

「実際に書いてみよう 遺言書」を開催します。2月22日(土)午後2時から、松江市勤労会館にて。(問い合わせは当事務所まで)

## A. 結論として、支払わなければならない

現在アパートに住んでいませんし、Bさんとの結婚も取りやめとなりましたが、それとAさんと大家さんとの契約関係とは別問題となります。A

さんは、大家さんと保証人契約を終了する合意をしない限り、原則的に保証人の責任を負い続けることとなります。

では、仮に、Aさんがアパートを出た後、Bさんが大家さんとの契約を更新しており、その後Bさんが家賃を滞納した場合はどうでしょうか？Aさんは、Bさんと大家さんの契約更新に関与していませんが、原則として保証人の責任を負うこととなります。アパートの賃貸借は契約関係が継続することが予定されているので、Aさんも、その

継続的な契約関係を保証していると考えられます。今度は、Bさんと大家さんが賃貸借を終了し、アパートを明け渡すことになったが、Bさんがアパートの設備を壊している場合を考えます。その修理費用についても、Aさんは保証人として責任を負うこととなります。

賃貸借契約自体は終了していますが、元の状態に戻すところまで保証人の責任は及ぶこととなります。保証人になることは、思っていた以上に大きな責任を伴う場合があることなので注意が必要です。

## 編集後記

今年も「カットび」にて新年のご挨拶をさせていただきます。

さて、前号から始まり、皆様からご好評をいただいている(と、信じている)「改憲草案を斬る」シリーズですが、この記事、弁護士のみなならず

事務局も含めた「憲法委員会」を所内で立ち上げ、議論を重ねて執筆しているものです。また、途中のイラストは所内の某女性弁護士が描いており、ますますに事務所の総力を結集した記事となっておりますので、是非「一読を」皆様からの意見もお待ちしております。(HA)